

商店街街路灯へ添架する広告旗表示ガイドライン

1 主旨

近年、街路灯の維持管理の費用の一部に充当することを目的として広告を掲出することへの社会的な要請が高まっています。

そこで川崎市は、商店街街路灯に添架する広告旗が都市景観と調和し、市民に親しまれる存在となるようガイドラインを示します。

2 遵守すべき項目

(1) 景観への対応

- ① 地域のまちなみや景観と調和したデザインとすること。
- ② 様々なデザインの広告旗が乱雑に掲出されることのないよう、一定の区域ごとに、規則性と統一性が感じられるシステムでデザインすること。
- ③ 原則として、広告旗の一部に商店街の名称、又は通り名などの愛称を表示することができる。また、その際、商店街の名称又は通り名などの愛称と広告の内容が明確に区別できるようなレイアウトデザインを行なうこととする。
- ④ 文字表記面積は、広告物面積の35%以下とする。
- ⑤ 使用する色彩は4色以内とし、このうち明度5を超え、かつ、彩度3を超える色彩は1色以内とする。なお、色相、彩度が同じで、明度のみが異なる色については1色とみなす。また、写真や絵、部分的に使用するアクセントカラー（文字として使用する場合は文字面積の15%以下、文字以外の部分で使用する場合は、文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告物面積の15%以下であるものに限る）、会社名等に係るロゴタイプで、かつ、図形として一体的にデザインされた文字列（原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）及び商店街の名称、又は通り名などの愛称等に使用する色彩については、色数及び彩度の規定は適用しない。

(2) 交通安全の確保

- ① 通行人等に対し危害をおよぼす恐れのあるものは、使用しない
 - ア 破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
- ② 信号機又は道路標識等の効用を妨げるものは、使用しない
- ③ 通行人等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは、使用しない
 - ア 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 文字表記が多く、読ませるもの
 - ウ 絵柄や文字が過密しているもの
 - エ 同一規格内容を過剰に複数表示したもの
- ④ 通行人等を幻惑させる恐れのあるものは、使用しない
 - ア 映像装置等
 - イ 発光、蛍光、反射素材等

ウ トリック効果等有するもの

(3) 市民への対応

① 青少年の健全育成に反するものは、表示しない

ア 暴力、わいせつ性を連想、想起させるもの

イ ギャンブルを肯定等するもの

ウ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

エ 性を意識させるようなもの

② 基本的人権を損なわないこと

ア 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの

③ 消費者保護の観点からふさわしくないものは、表示しない

ア 虚偽の内容を表示するもの

イ 法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するもの又は肯定するもの

ウ 誇大、比較広告等手法上議論があるもの

エ 責任の所在が明確でないもの

④ 容易に市民の理解が得られないものは、表示しない

ア 卑猥な内容、デザインのもの

イ 性風俗特殊営業に関するもの

ウ 宗教・宗教団体の広告及び布教を目的とするもの

エ 政党・政治団体の広告及び政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの

3 商店街の所在する地域で広告の制限について慎重に検討すべき項目

(1) 風俗営業に関するもの

(2) 世論が大きく分かれる業種、商品等に関するもの

(3) 社会風紀を乱す恐れのあるもの

(4) 畏怖、違和感を与える恐れのあるもの

4 自主審査の実施

(1) 商店街等または商店街等から委任を受けた者は、自己責任において、次により自主審査を行う。

① 自主審査基準を設ける。

自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な基準を定める。

② 表示する地域の実態を把握し、内容を決定する。

デザインや設置する範囲等を決定するため、背景となる地域(住宅地域、商業地域、工業地域等)や施設(病院、学校、公園等)の実態把握をする。

③ 商店街等または商店街等から委任を受けた者は、自主審査委員会を設置する。

自主審査委員会は、必ずデザインの専門家が参加する複数人の組織とし、景観の実態把握を基に自主審査基準によりデザインの審査を行う。デザインの専門家とは、大学教授等学識経験者とする。また、審査委員は、広告

主及び広告代理店（広告制作会社）等で広告の制作に関与していないこと。

- ④ 自主審査委員会は、「商店街街路灯へ添架する広告旗表示自主審査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、商店街等、広告主及び広告代理店（広告制作会社）に通知する。

許可申請の際に、デザイン審査の経緯が明記された報告書を必ず提出すること。

- (2) 商店街等は、自己責任において、本ガイドラインを遵守し、広告代理店（広告制作会社）に依頼する。
- (3) 広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、商店街等が設置する自主審査基準に従い、自主審査委員会の審査を受ける。
- (4) 商店街等は、道路占用許可申請及び屋外広告物許可申請時に、自主審査の結果（「報告書」）を市長に提出する。
「報告書」には、自主審査基準、自主審査委員会の名簿を添付すること。

5 苦情等への対応

商店街等は、公共空間を利用する者としての責務を果たし、苦情や問い合わせに、責任を持って対応するものとする。